

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

◇選挙告示

鳥取県知事の選挙の実施

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長等の選任

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長が事務を行う場所

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会の開催計画

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会の演説の順序を決定するくじを行う日時等

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙に用いる投票用紙の様式

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における選挙会の場所等

◇選挙長告示

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙において候補者一人につき選挙運動に關して支出できる金額が十人をこえるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十四条の規定に基づき、鳥取県知事の退職に伴う選挙を昭和四十九年三月二十四日に行うので、同法第三十四第六項及び第百十四条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 選挙長

米子市明治町八番地

加藤 章

二 選挙長の職務代理者

鳥取市湯所町一丁目四百三十四番地 矢田 延男

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二百二十番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定め、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 立会演説会の方法

班別編成の方法による。

二 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

月日	曜日	時間	開催市町	会場
三月五日	火	十三時三十分	鳥取市	鳥取市福祉文化会館
三月六日	水	十九時三十分	智頭町	智頭町総合センター
三月七日	木	十三時三十分	郡家町	中央中学校
三月八日	金	十三時三十分	岩美町	岩美中学校
三月九日	土	十三時三十分 十九時三十分	気高町 鳥取市	気高町町民体育館 鳥取市民会館
三月十日	日	十九時三十分	倉吉市	倉吉福祉会館
三月十一日	月	十三時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター
三月十二日	火	十三時三十分	東伯町	東伯町中央公民館
三月十三日	水	十九時三十分	米子市	米子市公会堂
三月十四日	木	十三時三十分	日南町	日南町中央公民館
三月十五日	金	十九時三十分	日野町	根雨公会堂
三月十六日	土	十九時三十分	境港市	境港市民会館
三月十七日	日	十三時三十分 十九時三十分	西伯町 名和町	西伯町中央公民館 名和町老人福祉センター
三月十八日	月	十九時三十分	米子市	明道小学校

三 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 四人以内

演説の時間 四十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十九年二月二十八日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により次のとおり定める。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目

鳥取県知事選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

折目

- ちゆう 意い
- 一 候補者の氏名は欄内にひとりか
- 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

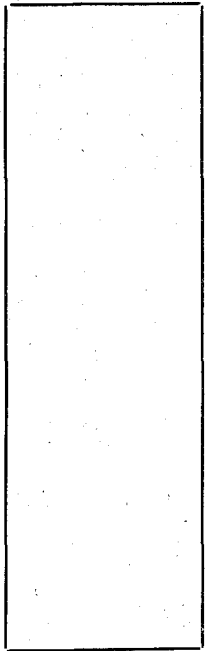
しょうほしやしめい
候補者氏名

表

鳥取県知事選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

裏



備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十九年三月一日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十九年三月二日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁第二応接室
- 二 日時 昭和四十九年三月二十七日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、三百七十一万五百円であ

るので、同法第九十六条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選 挙 長 告 示

鳥取県知事選挙選挙長告示第一号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十七日

鳥取県知事選挙選挙長 加 藤 章

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和四十九年三月二十一日 午後五時十分